

WIPOにおける意匠制度の 手続調和に向けた動きについて

意匠課

1. はじめに

現在、WIPO（世界知的所有権機関）のSCT会合において検討が進められている意匠制度の手続調和に向けた動きについて、これまでの経緯と現在の議論の方向性をご紹介します。

2. SCT会合とは

SCT会合は、商標・意匠・地理的表示の法律について討議、検討を行うWIPOの常設委員会（Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications）であり、1998年からほぼ年2回（春・秋）、スイス・ジュネーブのWIPOにおいて開催されています。意匠に関しては、2006年11月に開催された第16回会合から、意匠登録の手続の調和に関する議論が開始されました。SCTでの議論には、約80の国及び地域の知的財産庁、代理人団体等から専門家が参加しており、総勢200人を超す参加者が一堂に会し、活発な議論を行っています。

3. これまでの経緯

SCT会合における意匠の議論は、各国の意匠制度が大きく異なることから生じる出願人の手続負担を減らすことができるよう、意匠登録の手続の調和を目指し、行われています。議論は、各国が自国の意匠制度を紹介することから始まり、その後、どのようなテーマについて調和を図ることができるかという点について、議論が進められています。2007年11月に行われた第18回会合では、それまでの議論をまとめるため、意匠制度に関するテーマ別のアンケート¹が行われ、その後、2010年7月に行われた第23回会合までの議論で、手続の調和に関するテーマの絞り込みと、絞り込まれたテーマに対する三段階のレベル分け、すなわち、「収束可能な分野」、「共通する動向が認められる分野」、「現時点で共通する動向が認められない分野」のレベル分けが行われました。

2010年11月の第24回会合においては、このレベル分けされたテーマをもとに作成された「意匠法及び実務－規定草案²」がWIPO国際事務局（以下、国際事務局）から初めて提示され、2011年3月の第25回会合からは、条文案形式に編集し直された規定草案をもとに、具体的な内容についての検討が開始されています。

1 WIPO, November 2007, 18th meeting documents, “Questionnaire on Industrial Design Law and Practice (Part I)&(PartII)” http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=13322

2 WIPO, November 2010, 24th meeting documents (24/3), “Industrial Design Law and Practice-Draft Provisions” http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=19689

4. 第 25 回会合における検討

第 25 回会合では、以下に示す条文案及び規則案の二層形式による規定草案³に基づいて、議論が行われました。

意匠法及び実務 — 規定草案（仮訳）

条文案		規則案	
第1条	定義	第 1 規則	願書に関する細則
第2条	この条文案及び規則案が適用される出願及び意匠	第 2 規則	意匠の表現に関する細則
第3条	願書	第 3 規則	出願日に関する細則
第4条	出願日	第 4 規則	公開に関する細則
第5条	意匠を開示した場合のグレースピリオド	第 5 規則	代理に関する細則；送達のための住所又は書類送付先住所
第6条	創作者名で出願を行うための要件	第 6 規則	提出物に関する細則
第7条	出願の分割	第 7 規則	更新に関する細則
第8条	意匠の公開	第 8 規則	期限の救済に関する細則
第9条	代理；送達のための住所又は書類送付先住所	第 9 規則	第 13 条に基づく相当な注意が払われたこと又は故意ではないことが官庁によって認定された後の権利の回復に関する細則
第10条	提出物	第 10 規則	実施権若しくは担保権の記録、又は実施権若しくは担保権の記録の訂正又は取消請求の要件に関する細則
第11条	更新	第 11 規則	所有権変更の記録の請求に関する細則
第12条	期限の救済		
第13条	相当な注意が払われたこと又は故意ではないことが官庁によって認定された後の権利の回復		
第14条	実施権又は担保権の記録の請求		
第15条	実施権又は担保権の記録の訂正又は取消請求		
第16条	実施権の記録がない場合の影響		
第17条	実施権の表示		
第18条	所有権変更の記録の請求		
第19条	規則		

この規定草案についての議論は、各国が条文ごとに意見を述べる形で行われ、特に願書の記載項目に関する第 3 条や出願日の認定要件に関する第 4 条、グレースピリオドに関する第 5 条及び更新に関する第 11 条は、各国から多くの意見が出されました。これらの項目について、以下、議論の内容を簡単にご紹介します。

3 WIPO, March 2011, 25th meeting documents (25/2), “Industrial Design Law and Practice-Draft Provisions” http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=22165

(1) 願書の記載項目 (第3条、第1規則、第2規則)

条文案第3条及び第1規則、第2規則には、締約国が意匠登録出願の願書に記載を求めることができる項目が規定されています。これらの規定に関しては、対象範囲の明確化や、項目の追加、削除等について各国から意見が出されました。

我が国からは、各国・地域が国内法で規定する特殊な出願、例えば、特許出願から意匠登録出願への変更出願、補正却下後の新出願等、特に原出願の出願日への遡及効を伴う出願がこの規定の対象となるかどうかを明確にするよう求めるとともに、対象となる場合には、出願人の利益のために、願書に所要の記載を求めることができるようにすべきとの意見を述べました。

また、米国からは、新規性の宣言に関する記載項目について、全ての出願人が常に十分な先行調査を行うことができるわけではないため、この項目を削除すべきとの意見が出されました。また、AIPLA (米国知的所有権法協会) からも、意匠は文字ではなく図によって表現されるべきとして、同様にこの項目の削除について意見が出されました。スウェーデンからは、保護を求める期間の記載の必要性が主張されました。

(2) 出願日の認定 (第4条、第3規則)

条文案第4条及び第3規則には、出願日認定要件が規定されています。出願日は、新規性や先後願等の判断の基点となる重要な日であるため、この出願日認定要件については各国から意見が出されました。

我が国からは、現行の条文案では出願当初に意匠図面の添付がなくても加盟国が出願日を認定できる余地があり、後出しにより第三者が不利益を被るおそれがあるため、図面を出願日認定の必須項目とすべきとの主張を行いました。この点については、デンマーク、FICPI (国際工業所有権弁護士連合) からも同様の意見が出されました。

また、コロンビア、チリ、キューバ、インド等から、料金の支払いも出願日認定要件に加えるべきとの主張がなされましたが、スイスからはこれを支持しない旨の意見が出されました。

(3) グレースピリオドの適用期間 (第5条)

条文案第5条には、新規性喪失の例外が適用されるグレースピリオドの期間が優先日前12月と規定されており、この点について各国から様々な意見が出されました。

我が国、インド、韓国、中国、ブラジル、サウジアラビア等、国内法における現行のグレースピリオドの期間は6月であると発言する国がある一方で、GRUR (ドイツ産業財産及び著作権保護協会) 等からは12月を支持する旨の意見が出されました。これを受けて韓国からは、ユーザーの要望に合わせ12月に制度改正することも可能である旨の発言がなされました。

グレースピリオドの適用期間については、現時点ではまだ6月又は12月のいずれとするか議論が収束しておらず、今後も適切な期間について継続して検討を行うこととなりました。

(4) 更新 (第 11 条、第 7 規則)

条文案第 11 条及び第 7 規則には、保護期間の更新に関する事項が規定されています。現行の条文案では、5 年ごとに更新手続を行う更新制が想定されているため、我が国からは、権利者がより柔軟に保護期間を選べるよう、我が国のように一年ごとの年金制度を採用する国が、納付年分の適正な表示を要件として、複数年分の登録料を一括して支払うことを許容すべき旨の主張を行い、デンマークからの支持を受けました。

その他の条文案に対しても、各国から様々な意見が出され、活発な議論が行われました。

議長からは、今回の議論において各国から出された意見を集約し、国際事務局内で検討の上、修正した条文案を次回会合までに提示することで回答としたい、また、修正条文案を作成するに当たっては、各国から出された意見を可能な限り勘案し、制度ユーザーの利便性を追求しながら、条文に反映させていく旨の発言がなされました。したがって、次回以降も、国際事務局が作成する修正条文案及び規則案に対する検討を継続して行うこととなっています。



SCT 会合に参加する日本代表



会合風景

5. おわりに

上記のとおり、現在 WIPO の SCT 会合において、意匠の手続調和に関する議論が活発化しています。検討の土台となっている条文案形式での規定草案には、技術的な修正や補足説明など、具体的に確認すべき事項がまだ多く残されていますが、産業財産権分野における国際的な手続調和の先例である特許法条約やシンガポール条約との整合性を踏まえつつ、意匠分野における手続調和のあるべき姿を追い求めながら、今後も引き続き積極的に議論に参加していきたいと考えております。制度利用者の皆さまからも、引き続き、積極的なご支援、ご協力をよろしくお願い致します。